

具体的な修正を求める意見

→第2回研究会に改正案を提示

【理由等の追記】

- ① 自治体ガイドラインは金融商品取引法における内部統制の基本的枠組みを踏まえて策定したとの記述があるが、その理由が示されていない。(P2) (一般市)
- ② 長は委託業務に係る内部統制にも責任を負うとされているが、多岐にわたり業務委託を行っている中で、委託先業者をどの程度まで監視すべきか示して欲しい(P20)。(一般市)
- ③ P20の本文では、内部統制対象以外の事務に係る内部統制は評価の範囲に含まれないとしながら、注釈18ではその重大な不備を把握した場合には内部統制評価報告書に記載するとあり、どうやって把握したのか説明が足りない。(都道府県)
- ④ 運用上の重大な不備として例示している「過去に監査委員の指摘があった内部統制の不備に対し、具体的な改善策の検討や実施が行われなかった結果、同様の不備の再発につながり、不適切な経理処理を招いた」(P22)との記載について「同様の不備の再発につながり…多大な損害が発生した」等の重大性をより表す表現に修正すべき。(都道府県)
- ⑤ 整備上の重大な不備は評価基準日までに是正を行えば内部統制が有効と判断し、運用上の重大な不備は有効に運用されていないと判断すると整理した理由を丁寧に記載して欲しい(P23)。(都道府県)
- ⑥ 長が「やむを得ない事情により内部統制の一部について十分な手続を実施できない場合」とは、どのような場合を想定しているのか。その範囲及び理由とはどのようなものか記載すべき。(P23) (複数団体)
- ⑦ 長の評価手続について、著しく不適切又は不十分な点がある場合(P25)には、監査委員は具体的な審査は実施しないことになるのか示して欲しい。(都道府県)
- ⑧ 「監査委員は、内部統制の運用上の重大な不備については、長及び内部統制評価部局、さらには、組織内の各部局から、適時に報告が寄せられ、随時それらの状況を検討することができるようにする」(P28)とあるが、運用状況の評価は評価対象期間終了後に行うものではないのか。説明が足りないのではないのか。(P21) (一般市)

「地方公共団体における内部統制制度に係る調査」における主な意見

具体的な修正を求める意見（続き）

【丁寧な記載・表現の工夫等】

- ⑨ 平成26年に公表された「地方公共団体における内部統制制度の導入に関する報告書」(P4)において、公務外における飲酒運転等の公務外の信用失墜行為は内部統制の射程から外しており、この旨を明記すべきではないか。（都道府県）
- ⑩ 「長による不当な内部統制の無視」(P11)は、内部統制が有効に機能しない場合というより、内部統制が機能し得ない場合であり修正すべき。（一般市）
- ⑪ 「その上で、整備上及び運用上の重大な不備がないかを評価する」(P19)の部分について、「その上で」の後に、「不備がある場合には、」という言葉が省略されており、入れた方が良いのでは。（指定都市）
- ⑫ P20の有効性の評価の記述で「不備の有無の把握及び不備がある場合には当該不備が重大な不備に当たるかどうか判断を行う」とあるが、これは整備上の不備、運用上の不備、若しくは両方のいずれを指しているのか不明確。（都道府県）
- ⑬ 有効性の評価のうち（１）内部統制の不備（P21）の記述は、全庁的な内部統制、業務レベルの内部統制、若しくは両方のいずれを指しているのか不明確。（都道府県）
- ⑭ 監査委員が内部統制評価部局等に対して質問を行う内容が記述している「リスクの影響度や発生可能性について自ら設定した一定以上のリスクの全部または一部」という部分がわかりにくい。（都道府県）
- ⑮ 内部統制評価報告書の記載例(P31以降)に、報告書様式は自治則で定められていると記載してはどうか。（一般市）
- ⑯ 内部統制評価報告書の記載例1では、長による評価結果と監査委員による審査意見が対で示されているが、記載例2以降では省略されており、同じように記載して欲しい。（都道府県）
- ⑰ 内部統制評価報告書の記載例(P31)中、「内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです」の表現がわかりづらい。また「このため」以降とつながっていないように読める。（都道府県）